

令和2年5月25日

各指定障がい者支援施設 管理者様
各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者様
各指定一般相談支援事業所 管理者様
各指定特定相談支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様
各移動支援事業所 管理者様
各地域活動支援センター 施設長様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

**障がい福祉サービス等事業所で新型コロナウイルス感染症が
確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）**

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、今後、障がい福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されることから、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課より臨時的な取扱い（第6報）が示されました。

つきましては、取扱いの詳細について、厚生労働省に確認のうえ、次のとおりお知らせします。ご確認のうえ対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

記

1 今回新たに示された厚生労働省（第6報）に基づく臨時的な取扱いについて等

（1）生活介護における居宅等のできる限りの支援について

生活介護において、居宅等のできる限りの支援をした場合、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えることがあります。短時間の利用者が増加することはやむを得ないとし、短時間利用減算を適用しない取扱いとすることを可能とします。

（2）令和元年度に取得した処遇改善加算等の実績報告書の提出について

福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告書については、新型コロナウイルス感染症への対応等、今般の状況を踏まえ、提出期限を例年より延長することを検討しています。提出期限や提出方法等の詳細については、決まり次第、改めて通知します。

(3) 利用者が居宅等でサービスを受ける場合について

感染拡大防止の観点から、事業者が利用者の居宅等において、訪問や電話等により健康管理や相談支援等のできる限りの支援を行った場合には、通常のサービスと同等のサービスを提供したものと、報酬の対象とすることを可能とする臨時的な取扱いを実施しておりますが、その際には通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生する場合がありますことも踏まえ、

- ・利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得ること
- ・家族の支援等により自宅での受入れ・生活が可能であることを確認することが必要である点について、ご留意いただきますようお願いいたします。

(4) 障がい福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染防止対策について

各事業所においては、日々、新型コロナウイルス感染症防止対策に努めていただいているところですが、留意いただく感染防止策をより分かりやすくお伝えするため、リーフレット・動画を本市ホームページに掲載しています。

リーフレットの一部と動画については、高齢者介護向けの内容となっておりますが、感染防止策としては共通するものですので、ご活用いただきますようお願いいたします。

本市ホームページリンク先

(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000504233.html>)

・リーフレット

「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」

「新型コロナウイルス対策（身のまわりを清潔にしましょう）」

（食器・手すり・ドアノブなどの消毒、次亜塩素酸ナトリウム液の作り方を掲載）

・動画

「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」

※厚生労働省 YouTube にリンクしています

(https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc)

2 今後の新型コロナウイルス感染症にかかる事務連絡等について

今後の新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な取扱い等の事務連絡については、基本的に本市ホームページ (<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>) に掲載又はメールにより連絡いたします。（郵送はいたしません）

障がい福祉サービス及び障がい児支援等の事業者指定時等にメールアドレスを届けていない事業者につきましては、「【別添】メールアドレス登録のお願い」を参照していただき、本市運営指導課までメールアドレスの登録をお願いします。

3 添付資料

- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）
- ・【別添】メールアドレス登録のお願い

4 参考（新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ）

- 大阪市ホームページ
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>
- 大阪市ホームページ（障がい福祉サービス等事業所向けの通知）
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>
- 厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>
- 独立行政法人福祉医療機構ホームページ
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>
- 雇用調整助成金
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-8071 Fax：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608